

「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」のあらまし ～拡声機の使用の制限について～



拡声機の使用については、「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」に基づいて使用の制限が規定されています。次の事項を守り、周辺の住宅などへの配慮に努めてください。

1 商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合

使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日にあつては午前10時）までの間は拡声機の使用が禁止されています。

使用禁止場所

次のような場所での拡声機の使用は禁止されています。

- 病院、入院施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域
- 幅員が4m未満の道路
- 地上10m以上の箇所

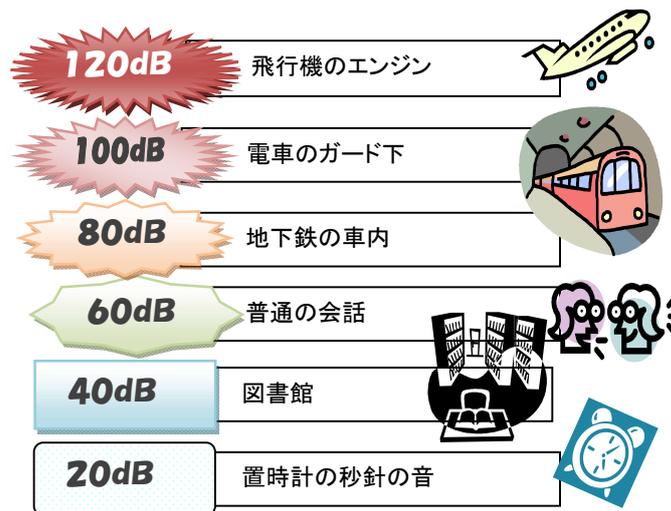
使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止しなければなりません。

規制基準

拡声機から発する音の大きさが、その拡声機の直下の地点から10m離れた場所において、次の表に掲げる値を超えないようにしてください。

地域区分	基準値(デシベル)
①第1・2種低層住居専用地域	55
②第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	60
③近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70
④工業地域	75



音の大きさ(dB)の目安

罰則など

拡声機の使用の制限に違反することによって、周辺の生活環境が損なわれていると認めるときには、拡声機の利用者に対して警告又は命令を発し、命令に従わない場合は、懲役又は罰金が科せられます。

2 商業宣伝以外の目的で拡声機を使用する場合

商業宣伝以外の目的で拡声機を使用する場合においても、拡声機から発生する騒音が周辺の生活環境を損なうことのないよう、努めなければなりません。

- 音が大きすぎませんか？
- 良い音質ですか？
- 放送内容は簡潔で、話し方にも気をつけていますか？
- 放送をしつこく繰り返していませんか？
- 放送時間は長すぎませんか？
- 放送する時間帯に気をつけていますか？
- 放送する場所に気をつけていますか？
- スピーカーの設置に気配りしていますか？
- マイクホン、アンプ、スピーカーなどは上手に選んでいますか？



問い合わせ先 高槻市市民生活環境部環境政策課 TEL：072-674-7486